

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人精神障害者地域生活支援とうきょう会議と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

2 また、社員総会の決議により従たる事務所を必要の地に置くことができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、精神障害者の地域生活にかかわる支援者の会として、さまざまな立場を超えて広く連帯し、且つ多面的な活動を行い、当事者から真に必要とされる地域生活支援のあり方を確立することをとおして、誰もが生きやすい社会を実現するために、非営利的かつ公益的事業を行うことを目的とする。

2 当法人は、前項の目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 社会福祉事業
- (2) 社員相互の支援、交流、連絡並びに連携事業
- (3) 調査事業
- (4) 研究事業
- (5) 交流を目的としたスポーツ等催しの企画及び実施事業
- (6) 研修事業
- (7) 政策提言事業
- (8) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (9) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (10) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- (11) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (12) 委託請負事業
- (13) 事業目的に関する啓発・啓蒙事業
- (14) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 社員

(社員の定義)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、その活動を行い、あるいは支援するために集まった自然人、団体あるいは法人で、定款の定めに従い社員の資格を取得した者を社員とする。

(社員資格の取得)

第 6 条 新たに社員になろうとする者は、本定款の内容及び活動内容と本旨を熟知の上、所定の「申込書」を代表理事に提出し、理事会においてその出席者の 3 分の 2 以上の承認決議をもって社員資格を取得することができる。

2 ただし、前項により社員資格を取得した者が、所定の期限までに社員資格取得日の属する年度の会費を納入しない場合は、社員資格の取得は無効となる。

(経費等の負担)

第 7 条 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員資格の喪失)

第 8 条 社員は次の各号の一のいずれかに該当するときは、社員の資格を喪失する。

- (1) 本人が代表理事に対して所定の「任意退社届」を提出したとき
- (2) 以下のいずれかの法定退社事由が成立したとき
 - ア 総社員の同意があったとき
 - イ 本人が失踪宣告を受け、あるいは死亡したとき、又は解散したとき
- (3) 社員総会において除名の決議が成立したとき
- (4) 2 年度分以上の会費を滞納している社員につき、理事会が社員の資格喪失を承認したとき

(任意退社)

第 9 条 社員は、いつでも任意退社することができる。ただし、1 か月以上前に代表理事に対して所定の「任意退社届」を提出しなければならない。代表理事である社員が任意退社をするときは、1 か月以上前にその他の理事の 1 人に所定の「任意退社届」を提出するものとする。

(社員の除名)

第 10 条 社員が次の各号の一のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により、当該社員を除名することができる。この場合、社員総会の 2 週間前までに、社員総会の目的である事項が、当該社員に対する除名である旨通知し、かつ当該社員に社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人に不利益な行為をしたとき
- (2) 当法人の名誉を傷つける行為をしたとき
- (3) 当法人の目的に反する行為をしたとき

2 除名は、除名した社員にその旨の通知をしなければ、これをもって当該社員に對抗することができない。

(社員名簿)

第 11 条 当法人は、社員の氏名及び住所を記録した社員名簿を作成し、その原本を主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員は、当法人の業務時間内は、いつでも、所定の「社員名簿閲覧請求書」あるいは「社員名簿謄写請求書」を提出することにより、次の各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、各請求書類に当該請求の理由を明確に記載しなければならない。

- (1) 社員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 社員名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に作成された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 前項の請求のうち謄写の請求を行う者は、当法人が別途定める費用を支払わなければならない。

4 当法人は、第2項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

- (1) 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」とよぶ。）が、その権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- (2) 請求者が、当法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- (3) 請求者が、当法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者であるとき。
- (4) 請求者が、社員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を、利益を得て第三者に通報するために請求を行ったとき。
- (5) 請求者が、過去2年以内において、社員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を、利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

（社員に対する通知等）

第12条 当法人が社員に対してする通知又は催告は、社員名簿に記載し、又は記録した当該社員の住所（当該社員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当法人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。

- 2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 第1項及び第2項の規定は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法」とよぶ。）第39条第1項（社員総会の招集の通知に関する規定）の通知に際して社員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があったもの」と読み替えるものとする。

（社員に対する通知の省略）

第13条 当法人が社員に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しない場合には、当法人は、当該社員に対する通知又は催告をすることを要しない。

- 2 前項の場合には、同項の社員に対する当法人の義務の履行を行う場所は、当法人の住所地とする。

第3章 社員総会

(社員総会の開催)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催しなければならない。

2 当法人の臨時社員総会は、必要に応じて開催することができる。

(社員総会の招集)

第15条 社員総会の招集は、次条第2項の規定により招集する場合を除き、理事会の決議をもって決定し、代表理事が招集する。

(社員による招集の請求)

第16条 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

(1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられない場合

(社員総会の招集の決定)

第17条 社員総会を招集する場合には、社員総会の招集者は、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 社員総会の日時及び場所

(2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(社員総会の招集の通知)

第 18 条 社員総会を招集するには、社員総会の招集者は、社員総会の日の 2 週間前までに、書面により、社員に対してその通知を発しなければならない。

- 2 社員総会の招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 3 第 1 項及び第 2 項の通知には、前条の各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

第 19 条 社員総会の招集者は、社員総会の招集にあたり、社員総会に出席しない社員が、書面によって議決権を行使することができる旨と定めた場合、法務省令で定めるところにより、社員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「社員総会参考書類」とよぶ。）及び社員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」とよぶ。）を交付しなければならない。

- 2 社員総会の招集者は、社員総会の招集にあたり、次の各号の一のいずれかに該当する場合には、前項の規定による社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があったときは、これらの書類を当該社員に交付しなければならない。

(1) 社員総会に出席しない社員が、書面によって議決権を行使することができる旨と定めた場合において、社員総会の招集に関する通知を電磁的方法により発することに承諾をした社員に対しその通知を発するとき

(2) 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使できる旨と定めた場合において、社員総会の招集に関する通知を電磁的方法により発することに承諾をした社員に対し、その通知を発するとき

- 3 社員総会の招集者は、社員総会の招集にあたり、総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨と定めた場合において、社員総会の招集に関する通知を電磁的方法により発することに承諾していない社員から社員総会の日の 1 週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該社員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(事前の社員総会事項の社員提案権と請求方法)

第 20 条 総社員の議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、社員総会の日の 6 週間前までにしなければならない。

(社員総会における社員総会事項の社員提案権)

第 21 条 社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りでない。

(議案要領の通知請求)

第 22 条 総社員の議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の日の 6 週間前までに、社員総会の目的である事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を社員に通知することを請求することができ、その通知をするときは、必須通知事項を通知に記載し、又は記録しなければならない。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合には、適用しない。

(議決権の数)

第 23 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

- 2 社員総会に出席する理事あるいは議長のうち、社員である者はその役職に関わらず社員総会における議決権を有する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 25 条第 1 項ただし書きの場合には、議長たる社員に議決権 1 個を付加する。

(社員総会の定足数)

第 24 条 当法人の社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席することで成立するものとし、委任状、議決権行使書面あるいはこれらが電磁的方法により提出された社員は出席したものとみなし、出席数に算入される。

(社員総会の決議)

第 25 条 社員総会の決議は、出席社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 社員の除名（法第 30 条第 1 項の社員総会）
- (2) 監事の解任（法第 70 条第 1 項の社員総会）
- (3) 理事の責任の一部免除（法第 113 条第 1 項の社員総会）
- (4) 定款変更（法第 146 条の社員総会）
- (5) 事業の全部譲渡（法第 147 条の社員総会）
- (6) 決議による解散（法第 148 条第 3 号の社員総会）
- (7) 解散後の継続決定（法第 150 条の社員総会）
- (8) 吸収合併消滅法人の吸収合併契約の承認（法第 247 条の社員総会）
- (9) 吸収合併存続法人の吸収合併契約の承認（法第 251 条第 1 項の社員総会）
- (10) 新設合併存続法人の吸収合併契約の承認（法第 257 条の社員総会）

3 当法人の社員総会においては、社員総会の招集通知に記載のない事項については、決議をすることができない。ただし、次に掲げる各号の一のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 社員総会において、理事が当該社員総会に提出し、または提供した資料を調査する者を選任するための決議（法第 55 条第 1 項）
- (2) 社員の請求により招集された社員総会において、当法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任するための決議（法第 55 条第 2 項）

(議決権の代理行使)

第 26 条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員と代理人は共同して、代理権を証明する書面を代表理事に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

3 第 1 項の社員と代理人は共同して、代理権を証明する書面の提出に代えて、法令で定めるところにより、代表理事の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を

電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員及び代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

- 4 社員が、書面による社員総会の招集に関する通知に代えて、政令で定めるところにより電磁的方法によりこれを行うことを承諾した者である場合には、当法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
- 5 代理権を証明する書面及び第 3 項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録は、社員総会の日から 3 か月間、その主たる事務所に備え置かなければならない。
- 6 社員は、当法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - (1) 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 7 前項の請求のうち謄写の請求を行う者は、当法人が別途定める費用を支払わなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 27 条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、土日及び国民の祝日を除いた社員総会の日から 3 日前までに、当該記載をした議決権行使書面を代表理事に提出して行う。

- 2 第 1 項の規定により提出された議決権行使書面は、社員総会の日から 3 か月間、その主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 社員は、当法人の業務時間内は、いつでも、第 1 項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。
- 4 前項の請求のうち謄写の請求を行う者は、当法人が別途定める費用を支払わなければならない。

(電磁的方法による議決権の行使)

第 28 条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、代表理事の承諾を得て、土日及び国民の祝日を除いた社員総会の日から 3 日前までに、議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により代表理事に提出して行う。

- 2 社員が、書面による社員総会の招集に関する通知に代えて、政令で定めるところ

るにより電磁的方法によりこれを行うことを承諾した者である場合には、理事会は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

- 3 第1項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録は、社員総会の日から3か月間、その主たる事務所に備え置かれなければならない。
- 4 社員は、法人の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。
- 5 前項の請求のうち謄写の請求を行う者は、当法人が別途定める費用を支払わなければならない。

(理事の説明義務)

第29条 当法人の理事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより社員の共同の利益を著しく害する場合、その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

(社員総会の議長)

第30条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事の中からあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。
- 3 代表理事及び他の理事全員に事故があるときは、社員総会において出席社員のうちから議長を選出する。

(議長の権限)

第31条 社員総会の議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 社員総会の議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(社員総会に提出された資料等の調査)

第32条 社員総会においては、その決議によって、理事が当該社員総会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

- 2 社員による社員総会の招集請求に基づき招集された社員総会においては、その決議によって、当法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

(社員総会の延期又は続行の決議)

第 33 条 社員総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、代表理事による社員総会の招集の決定の手續及び、社員総会の招集の通知の手續を行う必要はない。

(社員総会の決議の省略)

第 34 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の書面又は電磁的記録は、前項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた日から 10 年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 社員及び債権者は、法人の業務時間内は、所定の申請書を提出することにより、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

(1) 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

- 4 前項の請求のうち謄写の請求を行う者は、当法人が別途定める費用を支払わなければならない。
- 5 第 1 項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終結したものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第 35 条 代表理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 社員総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には次の内容が記載されなければならない。

(1) 社員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事又は社員が社員総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

(2) 社員総会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 社員総会に出席した理事の氏名

(4) 社員総会の議長が存するときは、議長の氏名

(5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 次の各号に掲げる場合には、社員総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことで、当該議案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなし、社員総会の決議が省略された場合、次に掲げる事項

ア 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

イ アの事項の提案をした者の氏名

ウ 社員総会の決議があったものとみなされた日

エ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 理事が、社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、社員総会への報告があったものとみなされた場合、次に掲げる事項

ア 社員総会への報告があったものとみなされた事項の内容

イ 社員総会への報告があったものとみなされた日

ウ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 社員総会の議事録は、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

5 当法人に従たる事務所がある場合においては、社員総会の議事録の写しは、社員総会の日から5年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所に

おける次項第(2)号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

6 社員及び債権者は、当法人の業務時間内は、「社員総会議事録閲覧請求申請書」あるいは「社員総会議事録謄本請求申請書」を当法人に提出することで、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

(1) 社員総会の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

(2) 社員総会の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

7 前項の請求のうち謄写の請求を行う者は、当法人が別途定める費用を支払わなければならない。

第4章 役員

(役員の種類と員数)

第37条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 : 3名以上
- (2) 代表理事 : 理事のうち1名
- (3) 監事 : 2名以内

第5章 理事

(理事の選任)

第38条 当法人の理事は、社員総会の決議により、社員の中から選任する。

2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、理事が欠けた場合又は、法若しくは定款で定めた理事の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の理事を選任することができる。

(親族等である理事の制限)

第 39 条 前条による理事の選任にあたっては、各理事（清算人を含む。以下同じ。）

について、次の各号に示す関係にある理事を選任することができない。

- (1) その理事の配偶者
- (2) その理事の 3 親等以内の親族
- (3) その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) その理事の使用人
- (5) 第(1)号から第(4)号以外の者で、その理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 第(3)号から第(5)号の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は 3 親等以内の親族

(理事の資格等)

第 40 条 次に掲げる者は、理事となることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- (2) 法若しくは会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 12 年法律第 129 号）第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (3) 前号以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

(理事の任期)

第 41 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 社員総会において補欠の理事を選任している場合、補欠の理事として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(理事の解任)

第 42 条 理事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、当法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第 43 条 理事が欠けた場合又は本定款で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(業務の執行)

第 44 条 当法人の業務執行は、理事会が決定する。

- 2 当法人の業務は、次の者が執行する。
 - (1) 代表理事
 - (2) 理事会の決定により業務執行理事に選定された者

(各理事への決定委任の制限)

第 45 条 理事会は、次に掲げる事項、その他法第 90 条第 4 項に定める事項についての決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 従たる事務所の設置、移転及び廃止
- (2) 社員総会の招集に当たって定めなければならない法第 38 条第 1 項各号の事項
- (3) 理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(忠実義務)

第 46 条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、当法人のため忠実

にその職務を行わなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 47 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために、当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき

(2) 理事が自己又は第三者のために、当法人と取引をしようとするとき

(3) 当法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2 前各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

3 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条の規定（自己契約及び双方代理の規定）は、前項の承認を受けた同項第(2)号の取引については、適用しない。

(責任の一部免除)

第 48 条 当法人は、法第 111 条第 1 項に定めのある理事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(理事の報告義務)

第 49 条 理事は、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(社員による理事の行為の差止め)

第 50 条 社員は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって、当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事の報酬等)

第 51 条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう。）は、社員総会の決議によって定める。

第 6 章 代表理事

(代表理事・職務権限)

第 52 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事会の決議により選任する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。ただし、代表理事が一時的に職務遂行不可能な状態となった場合には、遅滞なく、その他の理事がその事実の確認を行った後、その他の理事の中から臨時代表理事を選任し、代表理事が職務に復帰するまでの間、代表理事に代わりその職務を執行するものとする。
- 3 前項の状況の結果、代表理事が任期満了前に退任することとなった場合は、前項の臨時代表理事の任期は、途中退任した代表理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 臨時代表理事は、第 2 項及び第 3 項のいずれの場合も、その事実について書面又は電磁的記録をもって社員に通知しなければならない。
- 5 代表理事及び臨時代表理事は、当法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第 53 条 当法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(代表理事に欠員を生じた場合の措置)

第 54 条 代表理事が欠けた場合、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事（次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。
- 3 裁判所は、前項の一時代表理事の職務を行うべき者を選任した場合には、一般

社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

(当法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

第 55 条 当法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が当法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについて監事が当法人を代表する。

第 7 章 理事会

(理事会の構成)

第 56 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 57 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 法令又は本定款で社員総会の権限とされている事項以外の当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選任及び解職
- (4) 業務執行理事の選定
- (5) 業務執行に必要なその他の機関の設置

(理事会の招集)

第 58 条 理事会は、各理事が招集することができる。

- 2 監事から理事会の招集請求があるときは、その請求をうけた理事が理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する理事は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があれば、招集手続がなくとも、理事会を招集することができる。
- 4 理事会の招集方法は、その手段を問わない。

(理事会の決議)

第 59 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会に出席できない理事は、他の理事に議決を委任することはできず、書面又は電磁的記録により議決権を行使することはできない。
- 3 理事会の決議事項として理事が提案した事項について、議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により、議案について同意した場合には、監事が異議を述べたときを除き、当該議案を可決する旨の理事会決議があったものとする。

(理事会の議事録)

第 60 条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法令で定めのある署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とする。
 - (1) 理事会が開催された日時及び場所
 - (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 監事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 監事から理事会の招集請求を受けた理事が、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合に、監事が招集したもの
 - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をする事項に関すること

イ 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとする事項に関する事

ウ 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をする事項に関する事

エ 監事が、理事の不正行為、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実について、監事が報告する事項に関する事

オ 監事が、必要があると認めて意見を述べる事項に関する事

(6) 理事会に出席した理事の氏名

(7) 理事会の議長の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 本定款第 59 条 3 項の規定により、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、理事会の決議があったものとみなされた場合、次に掲げる事項

ア 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

イ アの事項の提案をした理事の氏名

ウ 理事会の決議があったものとみなされた日

エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 法第 98 条第 1 項の規定により、理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したことにより、理事会への報告を要しないものとされた場合、次に掲げる事項

ア 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

イ 理事会への報告を要しないものとされた日

ウ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第 8 章 監事

(監事)

第 61 条 当法人は、監事を置く。

(監事の選任)

第 62 条 監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、社員総会に監事選任に関する議案を提出する場合には、監事の同意を得なければならない。
- 3 監事は、理事に対し、監事の選任を社員総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を社員総会に提出することを請求することができる。
- 4 第 1 項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、監事が欠けた場合に備えて補欠の監事を選任することができる。
- 5 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

(監事の資格)

第 63 条 次に掲げる者は、監事となることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - (2) 法若しくは会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 12 年法律第 129 号）第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - (3) 前号以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(監事の任期)

第 64 条 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了までとする。

(監事の辞任)

第 65 条 監事は、いつでも辞任することができる。

- 2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される社員総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

(監事の解任)

第 66 条 監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、当法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 監事は、社員総会において、監事の解任について意見を述べることができる。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 67 条 監事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した監事は、新たに選任された監事が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(監事の権限)

第 68 条 監事は、理事の職務執行の監査を行い、また、計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属書類の監査を行い、この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、監事設置一般社団法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 監事は、理事に法令定款違反事実や著しく不当な事実があり、理事会で意見を述べるために必要があると認めるときは、理事に対して理事会の招集を請求することができる。

- 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 7 監事は、理事が法令定款違反行為等によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対して当該行為をやめることを請求することができる。

(監事の義務)

- 第69条 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令定款違反事実や不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、理事会に出席する義務を負い、必要があると認めるときは、理事会において意見を述べなければならない。
 - 3 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査する義務を負い、その調査において、法令定款違反又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告しなければならない。

(監事の報酬)

- 第70条 監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう。）は、社員総会の決議によって定める。
- 2 監事は、社員総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

(監事の費用等の請求)

- 第71条 監事は、その職務執行に関して、当法人に対して、次の費用等を請求することができる。
- (1) 費用の前払いの請求
 - (2) 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
 - (3) 負担した債務の債権者に対する弁済の請求
- 2 前項の場合において、当法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、この請求を拒むことができない。

第9章 基金

(基金の拠出)

第72条 当法人は、社員又は第三者に対し、法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第73条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第74条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第75条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第10章 会計及び計算

(事業年度)

第76条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の分配)

第77条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(事業計画及び収支予算)

第78条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の前日までに理事が作成し、理事会の承認を経て、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、

理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計慣行の準用)

第 79 条 当法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(会計帳簿の作成及び保存)

第 80 条 当法人は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 当法人は、会計帳簿の閉鎖の時から 10 年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

第 81 条 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、当法人の業務時間内は、「会計帳簿又は関係資料の閲覧請求申請書」あるいは「会計帳簿又は関係資料の謄本の請求申請書」を提出することにより、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 前項の請求のうち謄写の請求を行う者は、当法人が別途定める費用を支払わなければならない。

3 当法人は、第 1 項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

(1) 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」とよぶ。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき

(2) 請求者が、当法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する

目的で請求を行ったとき

- (3) 請求者が、当法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者であるとき
- (4) 請求者が、社員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を、利益を得て第三者に通報するために請求を行ったとき
- (5) 請求者が、過去2年以内において、社員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を、利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき

(法人の成立の日の貸借対照表)

第 82 条 当法人は、法務省令で定めるところにより、当法人の成立の日における会計帳簿に基づき、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

(計算書類等の作成及び保存)

第 83 条 当法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この章において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき、作成しなければならない。

- 2 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、1年(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、1年6か月)を超えることができない。
- 3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 4 当法人は、計算書類を作成した時から10年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 84 条 当法人の理事は、前条に定めのある計算書類及び事業報告につき、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事は、前項の計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供し、報告しなければならない。

- 3 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(貸借対照表等の公告)

第 85 条 当法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表の要旨を公告しなければならない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第 86 条 当法人は、計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。以下この条において同じ。）を、定時社員総会の日の1週間前の日（法第 58 条第 1 項の定めにある社員総会の決議の省略に該当する場合にあっては、同項の提案があった日）から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 当法人は、計算書類等の写しを、定時社員総会の日の1週間前の日（法第 58 条第 1 項の定めにある社員総会の決議の省略に該当する場合にあっては、同項の提案があった日）から3年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であって、従たる事務所における次項第(3)号及び第(4)号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。
- 3 社員及び債権者は、当法人の業務時間内は、「計算書類等閲覧請求申請書」あるいは「計算書類等謄本・抄本交付請求申請書」を提出することにより、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第(2)号又は第(4)号に掲げる請求をするには、当法人が別途定める費用を支払わなければならない。

(1) 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって当法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第 1 1 章 定款

(定款の備置き及び閲覧等)

第 87 条 当法人は、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置く。

2 当法人の社員及び債権者は、当法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第(2)号又は第(4)号に掲げる請求をするには、当法人が別途定める費用を支払わなければならない。

- (1) 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- (3) 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を、当法人が定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(定款の変更)

第 88 条 当法人は、その成立後、社員総会の決議によって、定款を変更することができる。

第 1 2 章 事業の譲渡

(事業の全部の譲渡)

第 89 条 当法人が事業の全部の譲渡をするには、社員総会の決議によらなければならない。

第 1 3 章 解散

(解散の事由)

第 90 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 定款で定めた解散の事由の発生
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員が欠けたこと
- (4) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 法第 261 条第 1 項（裁判所による解散命令）又は法第 268 条（社員による解散の訴え）の規定による解散を命ずる裁判

（当法人の継続）

第 91 条 当法人は、前条第(1)号及び第(2)号に掲げる事由によって解散した場合（法第 149 条第 1 項に規定される休眠一般社団法人のみなし解散とみなされた場合を含む。）には、清算が終了するまで（同項の規定により解散したものとみなされた場合にあつては、解散したものとみなされた後 3 年以内に限る。）、社員総会の決議によって、当法人を継続することができる。

（解散した法人の合併の制限）

第 92 条 当法人が解散した場合には、当法人が合併後存続する一般社団法人となる合併をすることができない。

第 14 章 清算

（清算の手続き）

第 93 条 当法人の清算の手続きは、法第 4 章の定めるところによる。

（残余財産の帰属）

第 94 条 当法人の清算手続きによる残余財産の帰属は、当法人の所在地の地方公共団体もしくは国のうちいずれかに贈与することを清算法人の社員総会の決議によって定める。

第15章 合併

(合併の手続き)

第95条 当法人の合併の手続きは、法第5章の定めるところによる。

第16章 存続期間

(存続期間)

第96条 当法人は、その存続期間を設けない。

第17章 附則

(最初の事業年度)

第97条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月末日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第98条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時	理事	金川	洋輔
設立時	理事	近藤	淳
設立時	理事	鈴木	卓郎
設立時	理事	半田	佳子
設立時	代表理事	鈴木	卓郎
設立時	監事	今村	あゆみ
設立時	監事	小見山	政男

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 99 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

- 1 (住所)
東 貴宏
- 2 (住所)
今村 あゆみ
- 3 (住所)

今村 まゆら
- 4 (住所)
勝又 利恵
- 5 (住所)
金川 洋輔
- 6 (住所)

小宮山 郁夫
- 7 (住所)
小見山 政男
- 8 (住所)
近藤 淳
- 9 (住所)
齋藤 隆彦
- 10 (住所)
佐野 澄子
- 11 (住所)

鈴木 卓郎
- 12 (住所)
瀬川 聖美
- 13 (住所)

田中 直樹

- 14 (住所)
丹菊 敏貴
- 15 (住所)
西根 博貴
- 16 (住所)
蓮沼 和音
- 17 (住所)
半田 佳子
- 18 (住所)
樋口 勝

(法令の準用)

第 100 条 本定款に定めのない事項については、法ならびに関連政省令及び民法その他の関連法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人精神障害者地域生活支援とうきょう会議を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 25 年 5 月 15 日

設立時社員 東 貴宏 ⑩

設立時社員 今村 あゆみ ⑩

設立時社員 今村 まゆら ⑩

設立時社員 勝又 利恵 ⑩

設立時社員 金川 洋輔 ⑩

設立時社員 小宮山 郁夫 ⑩

設立時社員 小見山 政男 ⑩

設立時社員 近藤 淳 ⑩

設立時社員 齋藤 隆彦 ⑩

設立時社員 佐野 澄子 ⑩

設立時社員 鈴木 卓郎 ⑩

設立時社員 瀬川 聖美 ⑩

設立時社員 田中 直樹 ⑩

設立時社員 丹菊 敏貴 ⑩

設立時社員 西根 博貴 ⑩

設立時社員 蓮沼 和音 ⑩

設立時社員 半田 佳子 ⑩

設立時社員 樋口 勝 ⑩